

賛助会員の特典に関する内規

公益財団法人宮崎県産業振興機構賛助会員規程第3条に規定する特典に関して、次のとおり定める。

- 1 第3条(1)に規定する、企業経営力アップ人材育成支援事業助成金の優遇
企業経営力アップ人材育成支援事業実施要領による。
- 2 第3条(1)に規定する、機構の広報媒体による賛助会員の宣伝広告機会の提供
(1)機構ホームページへのリンクバナー掲載
 - ① 掲載スペースは機構ホームページのトップページ内の指定場所とし、掲載期間は、賛助会員の退会までとする。
 - ② 5口以上の会員のバナーについては、指定の場所で交互にバナーを表示するものとする。
 - ③ 5口未満の会員については、指定の場所で6社程度ずつグループで交互にバナーを表示するものとする。
- 3 第3条(3)に規定する、新製品・新技術開発等のプレスリリース支援
新商品・新技術等の開発案件のほか、経営革新や国の地域資源認定など当該企業の重要な成果を含むものとする。
なお、支援形態にあたっては、当該企業の成果や意向を踏まえ、理事長が決定する。
- 4 第3条(4)に規定する、未来みやざき産業人材育成事業の実施に係る間接経費の助成
事業推進費助成金交付要領による。